

解
題
(I · II)

I 『松葉名所和歌集』について

村 田 秋 男

内海(六字堂)宗恵は近世初期に生きた京都の商人である。商人ではあるが和歌や俳諧をたしなむ風雅者でもあった。近世初期文壇の巨匠松永貞徳を師と仰ぎ、深草元政や和田以悦などと共に、貞門隆盛の一端を擔う高弟の一人であった。宗恵は生業に勤むかたわら、五年もの暦日を費やして膨大な名所和歌集を編纂した。やがて清水半兵衛の手によって開板され、巷間に流布することになった。これが『松葉名所和歌集』(以下の記述では『松葉集』と略称する)である。時に、万治三年(一六六〇)九月のことであった。『松葉集』は十六卷(目録一卷、本文十五卷)から成り、総歌数一一五六四首(但し、重出歌を含む)を有する名所和歌集であり、総歌数においては著名な先行の『勅撰名所和歌要抄』^{註1}『類字名所和歌集』^{註2}『歌枕名寄』^{註3}などを凌駕するものである。古往今来、歌枕・名所和歌集の諸書が、古典研究に有用な資料として活用されてきたこと、また、これらにはその内容検討から、作者・集付・名所などに関しての誤謬の指摘がなされてきたことは周知のところである。

本稿では、撰者宗恵の歌文集である『續松葉集』^{註4}を参考資料としつつ、『松葉集』の諸伝本の紹介と内容検討を通しての本書の評価などを述べてみたい。

『松葉集』の諸伝本としては板本のみが現存するようである。本書の成立年時から推するに、元來板下となつた写本は存しなかつたのであろう。『國書總目錄』及び『私撰集伝本書目』に徴すれば、万治三年九月開板本・寛文七年正月再板本・刊記不明本の三種類の板本が現存する。今日までに披見し得た諸本の書誌を記しておく。

万治三年開板本

(一) 静嘉堂文庫蔵本

書型 大本、八卷八冊(本來、十六卷十六冊の板本を合綴したもの。また、六・七・八冊の題簽には卷七・卷八・卷九とあるが、これは卷六を卷七としたための誤り)。縦二六・八糎、横一九・五糎。楮紙袋綴。

表紙 摺目紺表紙無模様。左肩双边に「松葉名所和歌集 い 卷一(シヨリス卷九)」の貼題簽がある。

内題 「松葉名所和歌集國分目錄」「松葉名所和歌集第一 一名号大類字 伊(第十五 恵比毛世寸)」。

尾題 「松葉名所和歌集第一終(第十五終 六字堂宗恵集)」とある。

匡郭 四周单边。縦二二・一糎、横一七・九糎(卷第一巻頭の寸法)。

柱題・丁付、目錄には「松葉卷目錄 一(三十四終)」、各卷には「松葉卷一 一(五十四終)」のように柱刻されている(但し、卷十五のみ一(四十七)と「終」がない。また、跋文及び刊記には一切の柱刻なし)。

丁数 各卷により差異があり、

目錄 三四丁^註。 卷第一 五四丁。

卷第二	四四丁。	卷第三	三五丁。
卷第四	四八丁。	卷第五	五〇丁。
卷第六	四八丁。	卷第七	四三丁。
卷第八	四〇丁。	卷第九	三六丁。
卷第十	四七丁。	卷第十一	六二丁。
卷第十二	四五丁。	卷第十三	四六丁。
卷第十四	三〇丁。	卷第十五	四七丁。

となっている。本文、一面十二行（但し、巻第八、二二ウ及び三七オは十三行になっている）、和歌一行一首、（但し、『万葉集』長歌などで数行に及ぶものもある）、歌頭に引用書名を、歌尾に作者名を記している。若干の朱墨の書き入れと万葉歌を墨書した附箋が貼附されている。なお、いろは順にした最初の名所の上部に朱墨の△印を施してある。

刊記・板元、跋文の奥に、

「萬治三庚子年九月吉日 堀河通出水上ル町西表清水半兵衛開板」（口絵第五回参看）とある。

印記 目録・巻第四・巻第六・巻第八・巻第十の巻頭下に「静嘉堂藏書」の子持梓長方形朱陽印及び「松井氏藏書章」の長方形朱陽印を、巻第二・巻第十三・巻第十五の巻頭下に「静嘉堂藏書」、巻第十二・巻第十四の巻頭下に「松井氏藏書章」を各々捺す。

(二) 前田育徳会尊經閣文庫蔵本

書型 大本、十六卷十六冊。縦二七・〇糎、横一九・九糎。楮紙袋綴。

表紙 縹色無模様。左肩双辺に「松葉集名所目録」「松葉集第一 伊（）第十五 惠比毛世須」の子持梓印行題簽を貼附

する。

内題・尾題・匡郭・柱題・丁付・丁数・刊記・板元は各々静嘉堂文庫蔵本に同様である。

印記 各巻初葉右肩上に「前田氏尊經閣圖書記」の方形朱陽印を捺す。

本書に書き入れはないが、若干の附箋が貼附されている。それらは名所の所在地(所属国)などを注記したものである。また、数箇所の錯簡及び落丁が存する。それらは、

イ、「巻第六」の四二丁(オ・ウ)分落丁。これは「巻第七」の四一丁の後に入っている。即ち、「巻第七」には「巻第六」と「巻第七」との四二丁が合綴になっている。

ロ、「巻第十」の九丁(オ・ウ)分落丁。

ハ、「巻第十一」の一六丁(オ・ウ)分落丁。これは「巻十」の一二丁の後に入っている。但し、「松葉集十一」とあるべき柱題が「松葉集十」となっている。因に、この柱題は静嘉堂文庫蔵本・寛文七年再板本も同様である。

ニ、「巻第十五」の一六丁(オ・ウ)分落丁。

のようであり、「巻第十」の九丁分・「巻第十五」の一六丁分は散佚して欠丁となっている。

寛文七年再板本

(一) 神作光一蔵本(本書の底本)

書型 大本、十六卷十六冊。縦二八・一糎、横一九・三糎。楮紙袋綴。

表紙 縹色無模様。左肩双辺に子持杵印行題簽で「松葉集 名所目録」「松葉集 一伊(一十五 惠比毛世す)」とある。

内題・尾題・匡郭・柱題・丁付・及び丁数は万治三年開板本に同様である。なお、和歌や国名にはミセケチを施こし

た若干の訂正箇所が存する。

刊記・板元、巻第十五の最終丁裏に、

「寛文七丁_末稔正月吉旦 二條通玉屋町上村二良右衛門開板」(口絵第六図参看)とある。

印記 各巻の巻末左下に「蔵本」の長方形朱陽印を捺す。

(二) 内閣文庫蔵A本 (二〇二一—二四二)

書型 大本、十六卷十六冊。縦二六・六糎、横一九・三糎。楮紙袋綴。

表紙 摺目縹色無模様。左肩双边に「松葉集 名所目録」「松葉集 一伊(落剝)(〓十五 恵比毛世す)」の子持梓印行題簽を貼附する。

内題・尾題・匡郭・柱題・丁付・丁数・刊記・板元は各々神作本に同様である。

印記 各巻初葉表に右上から「林氏蔵書」「日本政府圖書」の方形朱陽印、「淺草文庫」の子持梓長方形朱陽印を捺し、表紙右肩上と最終丁裏(但し、巻第十五のみは、最終丁表左肩上)左肩に「昌平坂学問所」の墨の長方形陽印を各々捺す。

本書には地名及び名所に墨による片仮名の振り仮名が施してある。

(三) 市立刈谷図書館蔵本

書型 大本、十六卷十五冊。縦二七・〇糎、横一九・八糎。楮紙袋綴。

表紙 摺目縹色無模様。左肩に「松葉集 一_{名所目録}」(「一」のみ後補、「二」以降は印行題簽)(〓十五 恵比毛世す)の子持梓印行題簽を貼附する。

内題・尾題・匡郭・柱題・丁付・丁数・刊記・板元は「名所目録」「巻第一」（後述参看）を除いて、「巻第二」以降各々神作本に同様である。

印記 各巻初葉（名所目録を除く）右肩に「刈谷圖書館藏」の方形朱陽印を、名所目録・巻第一・巻第十四の初葉右下に「參河碧海村上圖書」の長方形朱陽印、巻第五・巻第十三の初葉右下に「村上文庫」の子持棹長方形朱陽印を各々捺す。

本書は本来の寛文七年再板本の「名所目録」及び「巻第一」を散佚しており、厳密には零本と称すべきである。この散佚部分は村上忠順の手によって精密に書写された写本を以って補っており、一応完本としての内容を有するものになっている。この写本部分の「名所目録」と「巻第一」とが合綴されているために十五冊本となる。「名所目録」は「村上氏藏板」の縦野用箋に書写されて全二丁から成っており、一オから三ウまでが「松葉集引用之書目録次第不動」、四オから二一オまでが「名所目録」となっている。但し、他の板本にある「五畿内六十三箇国」（二丁分）の分類がなく、「国分目録」の山城国の部分を書写している。これは「石清水」から「木幡」までで終っており、以降（五オ～二一オ）はイロハ別に全国の名所を列挙した独自の目録に改編している。そして、二一ウに「右目録雖非其舊爲便檢討新附焉 嘉永二年己酉八月六日 村上承卿源忠順□□（判読不能）忠順（落款）」と記されており、さらに朱書で「嘉永四年辛亥八月朔日類字名所集目錄書入」と追記されている。また、巻第十五の最終丁の刊記部分の右肩には朱書にて「萬延元年庚申十月朔創業十一月廿五日卒業万葉集校合 此間校読日經十五日畢、墨書にて「文久三年癸亥十一月五日創業十二月十日卒業秋寐寤對校 此間校日經廿一日矣」と記されている。確かに全巻に互って『万葉集』『秋寐寤』などとの校合による校異や補正が、本文や欄外に委細に記録されている。これは村上忠順の生きた時代、即ち江戸後期に流布していた『万葉集』の訓詁の一端を窺知するための好資料を提供していると言えよう。今後、さらに検討したい。

(四) 神宮文庫蔵B本 (三 八六六)

書型 大本、十六卷十六冊。縦二六・七糎、横一九・二糎。楮紙袋綴。

表紙 摺目縹色無模様。左肩に「松葉集 名所目録」「松葉集 一(原題簽落剝、後補のもの)(十五 惠比毛世す)」の子持

梓印行題簽を貼附する。

内題・尾題・匣郭・柱題・丁付・丁数・刊記・板元は各々神作本に同様である。

印記 各巻初葉右上に「神宮文庫」の方形朱陽印、右下に「宮崎文庫」の方形茶陽印を捺す。

本書には、名所の項に稀に「類字」と墨書の書き入れがあり、『類字名所和歌集』との対校の痕跡を留めている。

また、若干の名所の訂正などが墨書されている。

以上四本は何らかの書き入れなどが存するので詳記した。これら以外に今日までに披見し得たものを列举すると、

- (五) 宮内庁書陵部蔵本
- (六) 内閣文庫蔵B本 (二〇二 一四九)
- (七) 内閣文庫蔵C本 (二〇二 一五四)
- (八) 内閣文庫蔵D本 (二〇二 一五六)
- (九) 神宮文庫蔵A本 (三 八六五)
- (十) 前田育徳会尊経閣文庫蔵本
- (十一) 東洋大学附属図書館蔵本
- (十二) 国会図書館蔵本

のようである。

ところで、前述の二種類のほかに、刊記不明本（宮城県立図書館伊達文庫蔵本）が存するが未見である。江戸時代のこの種の板本の常として、初刷・後刷は言うに及ばず、改刻本や改題本であっても同一の板木を用いたものが多いようである。したがって、推測の域を出るものではないが、伊達文庫蔵本は開板本・再板本の何れかに属すると考えても大過はなからう。

ここで、万治三年開板本と寛文七年再板本とを比較するに、諸本における若干の書き入れ、板木の磨滅や欠損による字型の変化などは別にして、相互に本文の異同は認め得ないようである。本書の底本として寛文七年再板本（神作本）を採用した所以である。なお、吉田幸一先生が述べておられるように、両者の主なる相違点は、万治開板本にある刊記の中の跋文が寛文再板本では削除されていること、万治開板本にはない「松葉集引用之書目録次第不勘」が寛文再板本の目録の冒頭に添付されていることである。前述のごとく、本書前半部所収の「本文篇」は寛文再板本を底本としているために、跋文の翻刻はない。そこで、少少長文に互るが、その全文を紹介すると次のようである（口絵第九図参看。なお、跋文に句読点はない。いま判読の便を考慮して『續松葉集』のそれに従った）。

それ名所集・あまた有といへとも・今の代にあまねく人のもてあつかふは・類字名所和歌集なり・此書先年・法橋昌琢・廿一代集の名所の哥・こと／＼書拔て・八巻の集を書出せり・それより以前・宗碩法師・勅撰名所集を書あつめり・又能因の哥枕・類纂名所和歌・建保百首・其外哥枕・名所集様々有へけれども・家々の倉の中・箱の底におさまりて・なへて人の・見ることあたはず・しかあれば・廿一代集の外の名所の哥・見及ふに隨ひて・是を書付・十六巻の書となして・松葉集と名付る所・右しかりされオは名所なるへき哥とり出ても・國のしれざるたくひおほし・八雲御抄・或は藻塩草・夫木などを見合・粗くにの名有にまかせて書入侍る・我はかせに成て・物さためしたるにはあらず・唯ふるき集・又は古人書をかれたる抄ともを・書写しあつむるはかり也・或は同名あり・或は一名に國の説く有・又書あやまりて・あらぬ名所にしなしたる・哥もあらんかし・又理り聞えか

たき哥も・我了簡に及はされは・力なく本のまゝ・書うつし侍る・後に見ん人あやまりをあらため・ちかひたる
 をなをされん・師を頼むのみ・抑此集を書あつゝむるはしめ・明曆申の年・夏のころほひ・ふと思ひよりて・
 をしまつきにむかひ・かたはし書付るに・あたかもやんことなきかたより・おほせことありて・はけみいとなむ
 かことし・それより此かたいもやすくせず・朝夕の身をたすくるうちにも・此事忘かたくて・むねのやすらかな
 るひまもなし・我そのうつはものにもあたらすして・かくはけます事・をのか心のうちに・主人有ていはく・聞
 及ふ名所の数もおほからす・又哥人の讀をかれし・所くのことのはにこそ・ゆきてみぬ掬をも・宿なからしる
 たよりのなれ・濱千鳥跡つけをきて・老のなみの立るヲに・物わすれしやすきたすけにもせよとなり・物うくむ
 つかしき折節もあれと・此をきていなみかたくて・をこたらずなしもてゆくまゝに・五かへりの春秋をへて・よ
 ろつおさまるみつのとし・やゝことなりぬ・此主人誰といふ事をしらす・臣又おなし・ある人影法師にむかひて
 いはく・汝は我はしれははしる・とゞまれはとゞまる・いかんそ我とひとしくするや・かけほうしのいはく・我
 なすわさにあらず・待人有て・そのたよりをえてする事也・又其人もその人のまゝならず・なさしむる方あり
 て・なさしむるわさと見えたりと誠なるかな・行住座臥ヲともに・我心のまゝの威儀ならず・心は臺の鏡にお
 なし・むかふかたちを待て影をうつす・来らざる時はうつらす・此松葉集いつこより来て・心のかゝみにうつり
 けん・おほつかなし・しかあるに・我國六十よこくの名所の哥書あつむるつるてに・一首つつ哥のやうにもあら
 ぬ事ともを・かつつゝくりかき付る事侍りき・人来て名所の哥あつめらるゝは・我人のためさも侍らまし・みつ
 から不堪の身として・おほくの哥よみつらねらるゝは何の用そや・又耳馴ぬ名所よむ事・古來のいましめなりか
 たくおそれ有へし・名聞におほゝれてあらぬ心のはゆるにヲや・さにこそあめれ・しかしながら我言葉たく
 みに・すかた優美ならましかは・名聞の便ともし侍らまし・只はやうより此すきこゝろのすたりやうて・かくつ
 たなくあやしき言の葉を・すゝろに書とゞむる事・あめつちの神もゆるされてよ・老のなくさによみ侍る也・人

に見することにしもあらず・是そうき身のおもひ出ならんかし・さりともかつてよまさるには・ひとしかるへからず・そのゆへは和國の風俗として・神代よりはしまりて末の代に至るまで・たかきもつたなきも・さかしきもをろかなるも・もてあそふ事と聞えたり・鶯蛙の聲すら・哥をよまさるはなしとコトいへり・いはんや人と生れそのたくひにをとらんや・さるに心さしなき人は・いやしき身・をろかなる心には・中ナカの思ひもかけぬ道とおもへり・数ならぬ山人あやしきしつのをたまきも・三十ひともしをつらねて・移りかはる折マギの空に心をいたましめ・世わたるいとなみの中にも・かくるへ事をもいひあらはして・つみとかをくる・身のうきにもおもひをのふるよすかとせは・よろつの神もよろこひ・その人をまもり給ひ・もろクの佛も・なとかあはれみをたれたまはさらん・此世のすきひ後の世・はたたのもしく・つるにほたいの道にいたらん・されはやつかれこときコトの・をろかなるともからも・なへて翫ウツふ世にしもあらまほしく・言よからぬさきらにて・池水のいひやるかたもなく・岸うつ浪の・みたりかはしくそしりをもかへりみす・恥をもわすれて・こちなき筆にまかせ侍るならし・にるはりのつくクおもへは・あら小田をかへすク・はハかりある・田子のしわざにこそ

萬治三庚子年九月吉日

堀河通出水上ノ町西表清水半兵衛開板

「ウツ」

六字堂宗恵書_ス

二

撰者六字堂宗恵に關しては小高註氏の御高論がある。氏は歌文集『續松葉集』や書陵部所蔵の資料註、その他の諸文献に基づいて、「略伝」「文事」「文学史的地位」の三項目に互って精緻な検討結果を纏述されている。現存の資料による推論ではあるが信憑性の高い見解であり、充分首肯し得るものである。資料の新出でもなければ異論を称える余地は

見出し得ないので今はそれに従い、氏の御高論の紹介を兼ねて略述しておきたい。「略伝」の中で、宗恵の生没・家系・家族などについて、「称谓は、内海氏、名は久重。通称は長右衛門。これは商賈としての名であろう。宗恵は和歌や俳諧で用いた雅号と思われる。六字堂の号は、南無阿弥陀仏の六字からした堂号であろう」とされる。生没年は、「予かおとうと重継をいためること葉」「四十八願和歌」（俱に『續松葉集』）から「慶長初年（一五九六）おそくとも同六年（一六〇二）以前の出生」とし、没年は『續松葉集』の跋文から「寛文年間（一六六一〜七二）六十余歳乃至は七十歳前後の世寿で没した」と説かれる。家系は『姓氏家系辞書』（太田亮著）の内海氏の項に該当するものは見出せず全く不明。『大日本人名辞書』^{註9}や『日本人名辞典』^{註10}の「宗恵」の項には簡単な説明がある。姓は記さず、万治年中の連歌師とある。しかし、現存の資料からは連歌師としての徴証は見出し得ない。住所・家業については『俳家大系図』『續松葉集』などから、各々「二条油小路の近く」にあった「商賈」であろうとされる。家族は『續松葉集』により、「両親と多くの兄弟（はらからおほき中に）の一文がある。但し、弟重継と妹以外は記されていないので、詳細は判からない）、それに少なくとも娘一人が存したことが判かり、さらに、江戸初期の時代相に鑑みれば、「宗恵の家は、叔母をはじめ弟や一族にかなり文事を好む者が多かった。したがって内海家は豊かな、少なくとも中流以上の商賈だったように思われる」とされる。性格についても、「静かで内省的、やや反省癖が強すぎるくらいで、いかにも謙遜温和な人格」、『松葉集』の編纂にも表象されるように「篤実勤勉な性格」、病弱な体質とも関連して「信仰心の厚い人物」であつたらうと説かれるが、これらはいずれも詠草や和文から窺測し得るものである。「文事」の項では、『誹家大系図』にかなり詳しく説明があり、『鷹筑波』や『口真似草』などの撰集類にその作が所載されていることから、俳人として多少知られているが、俳諧は余技であり、自らは歌人・歌学者であると任じていたし、当代の人々も俳人としてよりも歌人として認めていたであろうことを論述され、「文学史的地位」は「歌人としてかなりの実力を有し、貞徳門下の町人歌人としては屈指の地位を占めていたようである。また、非職業歌人でありながらも、啓蒙的

便宜な名所和歌集「松葉集」十六巻を編み、刊行して広く流布させたのも、和歌の普及、つまりこの時代の町人歌人の教養水準を高める上に、大きい功績があったとすべきである」ことを論述されている。

三

『松葉集』の編纂目的及び板行されるに至った経緯は、『續松葉集』巻第四所収の「松葉集奥書」と題する一文並びに万治開板本の刊記によって知り得る。少しく長文になるが引用しておく。

それ名所集・あまた有といへとも・今の代にあまねく人のもてあつかふは・類字名所和歌集也・此書先年・法橋昌琢・二十一代集の名所の哥・ことく書抜て・八巻の集を書出せり・それより以前・宗碩法師・勅撰名所集を書集り・又能因の哥杖・類聚名所和歌・建保百首・其外調杖・名所集様々有へけれども・家々の倉の中・箱の底におさまりて・なへての人の・見る事あたはず・しかあれば・廿一代集の外の名所の哥・見及ふにしたかひて・是を書付・十六巻の書となして・松葉集と名付る所・右しかりされは名所なるへき哥取出ても・國のしれさるたくひ多し・八雲御抄・或は藻塩草・夫木などを見合せ・粗國の名あるにまかせて書入侍る・我はかせになりて・物定めしたるにはあらず・唯古き集・又は古人書をかれたる抄ともを・書写あつむるはかり也・あるひは同名あり・或は一名に國の説々有・又書誤りて・あらぬ名所にしなしたる・歌もあらんかし・又ことはり聞えかたき哥も・わかしたるに及はされは・力なく本のま々・書写し侍る・後に見ん人あやまりを改め・ちかひたるを直されん・師を頼むのみ・抑此集を書あつむ初め・明暦申の年・夏のころほひ・ふと思ひよりて・をしまつきにむかひ・かたはし書付るに・あたかもやむことなき方より・仰せことありて・はけみいとなむかことし・それより此かたいもやすくせず・朝夕の身をたすくるうちにも・此事忘難くて・むねのやすらかなる隙もなし・我そのうつはものにもあたらすして・かくはけます事・をのか心のうちに・主人ありていはく・聞及ふ名所の数もおほからず・又哥

人の讀をかれし・所々のことの葉にこそ・ゆきて見ぬ境をも・宿なから知たよりなれ・濱ちとり跡つけをきて・老のなみの立居に・物忘れしやすき・たすけにもせよとなり・物うくむつまじき折節もあれと・此掟いなみかたくて・をこたらずなしもて行まゝに・五かへりの春秋をへて・よろつおさまるみつのとし・やくこと成ぬ・——後略——『續松葉集』によつた。仮名遣い・振仮名・句読点などはすべて原本通りとした。なお、句読点の区別はない)

これによれば、まず、元和三年(一六一七)、連歌師里村昌琢撰の『類字名所和歌集』が出版されて、人々に享受され、広い読者層を獲得していたことが判かる。しかしながら、これに先行する『勅撰名所和歌抄出』などの諸書は、『家々の倉の中、箱の底におさまりて』、享受者は一部に限られ、皆人の披見し得ないのが実情である。そこで、それらを集大成するような「なへて人の見る事あた」う一書を撰することが、撰者の意図した編纂動機であり、かつ目的であつたらう。『類字名所和歌集』は和歌の収録を勅撰二十一代集に限定しているので、名所和歌を『万葉集』からも採っている諸々の先行の歌枕・名所集の中から「廿一代集の外の名所の哥、見及ふに随ひて、是を書付」て、それを十六巻の書に纏めあげ、『松葉集』と名付けたと言うのである。また、名所和歌と目されるもので所在地(所属国)不明のものが数多存するが、それらは『八雲御抄』『藻塩草』『夫木抄』などを照合し、参考して概ね国名を書き入れたとある。

その編纂に際しては、藍本と目される『類字名所和歌集』やその他の名所集に倣い、まず全国を五畿七道に大別し、ついで七道を国別に細分して、五畿内六十三箇国に分けている。名所の所在地(所属国)不明のものは未勘国として収める体裁を採っている。全国から総数二四四六箇所に及ぶ名所を掲出し、つぎに関連する景物を列挙し、さらに国(郡)名、典拠とした文献名を記す。排列は、いろは別にし、その名所順に和歌を収録している。

つぎに、開板までの経緯は、明暦二年(一六五六)の夏に編纂を開始してから五年の暦日を費して、万治三年(一六六〇)八月上旬に終功したとある。これは『續松葉集』に「六字堂宗惠書々 万治三庚子八月上旬」とあることによ

り確認し得る。そして、万治開板本の刊記によれば、九月には板行の運びとなったようである。

ところで、名所の掲出及び和歌の収録については、他の多くの名所和歌集の序や跋に見られるように、「我はかせになりて・物定めしたるにはあらず・唯古き集・又は古人書をかれたる抄ともを・書写あつむるはかり也」と記している。さらに「同名」「一名に国の説く有」名所の処理の厄介さ、また誤写により「あらぬ名所にしなしたる歌」がありや否やという危惧、「ことはり聞えかたき哥」があっても、訂正する学殖を持たないので原本のままに書写したところなどを記し、それ故、誤りのあるのは致し方なく、これらの点は「後に見ん人あやまりを改め、ちかひたるを直されん、師を頼むのみ」というのである。ここには、昌琢の『類字名所和歌集』の跋文に「此一部者、互見廿一代集数多之本一、而抄出^{スル}名所和歌者也。唯愚^ヤ暗^ク所撰^{スル}恐^ク有^リ舛^ハ謬^ト。猶後見之輩勿^ク憚^レ改^メ而已。」とあるのに共通する姿勢を看取し得る。それは後世、契沖の名所研究により、改正・補訂が重ねられて『勝地吐懷編』『類字名所補翼鈔』『類字名所外集』^{註11}などが著わされたことはすでに説かれるところであり、また、『松葉集』にあっても、後世、尾崎雅嘉により検討され『増補松葉名所和歌集』^{註12}が編著されている。両者の共通する姿勢は、昌琢に関して木藤才藏氏が『勅撰名所和歌抄出』と『類字名所和歌集』との相違点を論述された中で、名所の所在地（所屬國）に関して契沖により指摘された誤謬の多くについて、

そのことは昌琢が実証能力を欠いていたことを示すのではなく、昌琢と契沖の歌枕に対する姿勢の相違に由来するものである。昌琢は五代集歌枕をはじめとする先行の名所の集に依然として大きな権威を認めていた。ということは、先人がその名所について、そのように考えていたという事実に大きな価値を見出していたということである。

と述べておられる。筆者も同じ見解である、事実宗恵は跋文に記す通り、名所の所在地の多くは『八雲御抄』『藻塩草』『夫木抄』『類字名所和歌集』『和名抄』『仙覚抄』などに依拠するものである。そこには昌琢と同じく、先人の業

績を尊重する姿勢を窺知し得よう。反面、全体に亘って魯魚の誤りかと思われる箇所が点在するし、名所の所在地にも問題の残るものが少なくない。しかし、これらは典拠の原本のままに書写したのであれば、原本の是非の問題であるから、本文や名所の是非を論ずるには慎重を期すべきであろう。

四

『松葉集』に関する研究文献としては、尾崎雅嘉の『群書一覽』^{註14}、佐村八郎の『増訂 國書解題』^{註15}、福井久藏氏の『大日本歌書綜覧』^{註16}上巻、吉田幸一先生の『和泉式部研究 二』^{註17}に所収されている当該項や、小高敏郎氏の御論考^{註18}などが挙げられよう。これらを充分参考しながら『松葉集』の内容を概説することにする。

まず、名所和歌に関して述べる、その総歌数は全十五巻で一一五六四首を数えるのであるが、書誌の項でも述べたように、各巻の丁数に差異があるのに比例して、収載歌数にも差異がある。各巻の収載歌数状況を歌番号によって示せば次のようである。

巻第一	い	一	九三	九三二首
巻第二	はにほへと	九三	一六六	七〇四首
巻第三	ちりぬるをわ	一六七	三〇七	五七一首
巻第四	か	三〇八	三〇八	八一一首
巻第五	よた	三〇九	四三九	一〇二二首
巻第六	れそつねな	四〇〇	四七一	八三二首
巻第七	むうゐの	四七三	五〇五	七三四首
巻第八	おく	五六六	六二七	六六二首

卷第九	やまげ	六三八～六七三	六〇六首
卷第十	ふこえて	六八四～七六八	七八五首
卷第十一	あ	七五九～八七三	一〇六八首
卷第十二	さきゆめ	八七七～九四八	七六一首
卷第十三	み	九四八～一〇二七	七七〇首
卷第十四	し	一〇三六～一〇七〇	五一一首
卷第十五	ゑひもせず	一〇七二～一一五八	七九四首
	計	一一五六四首	

このように全国五畿七道（五畿内六十三箇国）から二四四六箇所にも及ぶ名所を掲出し、いろは別にし、その名所を「いろは歌」の順に排列している。今、いろは別の歌数は示さなかったが、名所（歌枕）によっては古来詠出された歌数には多寡が生じたことや撰者宗恵の名所和歌採録の姿勢とも関連し、かつ、分類の都合上卷々によって収載歌数に差異が生ずることは論を俟たない。なお、収載和歌は概ね短歌であるが、若干の長歌・旋頭歌などが収載されているので、それらを歌番号で示すと、

長歌	九・九五・三二・四二・六二・六三・六三・六三・六七・六九・六四・六五・七九・七四・八九・九七・九八・一八六・二二〇・二四・二五五・三六・三九・四一・五一・五二・五三・五八・七五・七九・九〇・九五・一〇三・一〇七・一〇九・一一二・一一九・一二六・一三七・三四六・三四三〇・三四七・三四八・三五〇・三五四・二六八・二六八・二六八・二六八・二八九・三一九・三四五・三八九・三九三・三八三・三八三・三八三・三八三・三九二・四〇〇・四三三・四四三・四三六・四三八・四三七・四四〇・四七三・四七五・四七二・四七四・四八八・四八四・四九二・五〇四・五六九・五七〇・五七二・五七三・五三三・五三〇・五三八・五七四・五七九・五七三・五九二・五九七・六〇〇・六〇三・六〇七・六二二・六二五・六五四・六六二・六六一・六四九・六五七・六五〇・六五八・六六二・六六三・六四六・六五七・六七六・
----	---

	六七六・六八四・六九五・六四九・七三〇・七三三・七五九・七六一・七六二・七六三・七六八・七七〇・七七八・七六六・七七一・七六〇・七六七・七六七・七六七・七八三・七四一・七四四・七五八・七六〇・七八三・七五〇・八〇六・八〇七・八一二・八四五・八三六・八五六〇・八五九三・八六二七・八六四三・八七四八・八八三・八九四・九〇六・九〇五〇・九二六・九二八・九六三・九四六・九五一四・九六七〇・九六七九・九六八二・九六九四・九七〇〇・九七四・九七四〇・九七五・九九九・一〇一六三・一〇一六八・一〇一七五・一〇三三三・一〇三八一・一〇四四八・一〇六六七・一〇六七四・一〇六七五・一〇七八・一〇九八・一一〇七三・一一一七・一一五〇・一一五五	
旋頭歌	二六九・六八二・六一九・九一七・九四六・三二六・三三五・四八九七・五五五・六四七・六〇四九・六二八・六二九・六三〇・七五七・七六三・八〇三・八五五・八八三・八九〇八・九五五四・九五七三・九五七七・一〇六七〇・一一〇三四	二五首
催馬楽	五三三・三八五・八四七・一〇二五	四首
神楽歌	三六九	一首
雑芸	八七一	一首
連歌	二五六五	一首
		計 二一九首

のようである。即ち、短歌が一一三四五首を占め、短歌以外は二一九首(二%弱)という結果を得る。

つぎに、宗恵が本書を編纂するに際し参考にした文献は、前述したように、寛文再板本の巻頭に添付された「松葉集引用之書目録」に収録されている。これは宗恵自らが、もしくは宗恵以外の何人かが読者のために作成したものか、読者からの所望に依って作成したものか、はたまた、宗恵が備忘録として作成したものかなどの点は一切記録がないので判断する術の方便がない。ともあれ、これは本書の大概を知るのに有用であつたらう。しかし、これは引用書の全てを網羅したものではない。それは引用書一覧表によって知り得る。

引用書の掲出漏れ(○印を参看されたい。なお、「その他」の文献としては、歌合・歌百首類などをはじめ三十余りを数える。

引用書及び収録歌数一覧表

書名	歌数	書名	歌数	書名	歌数
万葉	1,542	○正治百首	16	○名寄	1,083
古今	13	○久安百首	3	大和物語	6
後撰	17	○弘安百首	6	住吉物語	1
拾遺	40	千五百番歌合	200	○伊勢物語	3
後拾遺	32	六百番歌合	201	源氏物語	100
金葉	20	△御裳濯川歌合		梁塵抄	1
詞花	13	△宮河歌合		△八雲御抄	
千載	32	△正治歌合		袖中抄	1
新古今	32	○広田社歌合	9	一字抄	18
新勅撰	32	○古來歌合	7	△撰集抄	
続後撰	26	新葉集	92	懷中抄	73
続古今	56	散木奇歌集	31	夫木抄	2,755
続拾遺	15	歌仙家集	624	七帖抄	11
新後撰	16	拾玉集	644	春雨抄	18
玉葉	41	山家集	230	題林抄	35
続千載	12	長秋詠藻	107	○万代集	34
続後拾遺	24	秋篠月清集	162	○良玉集	16
風雅	32	拾遺愚草	224	○明玉集	14
新千載	27	玉吟集	380	○雲葉集	11
新拾遺	28	後鳥羽院集	219	藻塩草	70
新後拾遺	19	△後醍醐千首		○古歌	8
新続古今	31	為尹千首	105	○催馬楽	4
古今六帖	188	宗良千首	16	○神楽歌	3
新撰六帖	206	草庵集	85	○西行記	3
現存六帖	74	方与集	70	長明道之記	3
堀川百首	358	玉計集	16	その他	95
○堀川後百首	145	勅撰名所集	1	集付なし	13
建保百首	510	類聚名所集	98	不明(保留)	8
藤川百首	14	類字名所集	1		
神道百首	13	△能因歌枕			
小計	3,609	小計	3,568	小計	4,387
総計					11,564

〈注記〉 ○印 和(証)歌が収録されていて引用書名の掲出のないもの
△印 引用書名が掲出されていて和(証)歌の収録のないもの

これらから、各々二首もしくは一首を収録している（△印を参看されたい）の存することを知るとともに、名所和歌の収録状況をも概観し得よう。引用書を一覧するに、諸書を調査し、名所和歌を博搜、整理して一書に纏め上げるには、数年の暦日を要することを想像させるに充分である。収録歌は、私撰集の『夫木抄』からが圧倒的に多く、『万葉集』、歌枕類の「名寄」^{註19}がこれに続き、家集では『六家集』歌人の歌が多い。

さて、本書の資料的評価を述べるについては、多面的な検討を必要とするが、いま、本書中の集付や作者名における検討を通して述べることにする。全体を通しての調査検討にはなお多少の時間を要する。「名寄」ほか数本は検討中であるから、全歌数一覧に若干の数字の動きは予想される。しかし、この検討結果からでも、ほぼ全体の傾向を推察し得よう。いま、『万葉集』歌一五四二首、「二十一代集」歌五五九首、『夫木抄』歌二七五五首を対象として検討すると、集付では『万葉集』五八例、「二十一代集」四八例、『夫木抄』四九例を、作者名では『万葉集』一七一例、「二十一代集」三五例、『夫木抄』二〇二例の誤謬を各々指摘し得る。いま、その検討結果を仔細に述べることは省略するが、三者に共通する誤謬を概説するならば、集付に関しては、①各々に他の歌集の和歌を有すること（『万葉集』六例、「二十一代集」六例、『夫木抄』三七例）。②『万葉集』では各巻相互間の漢数字の混乱による誤り、「二十一代集」では各集の名相互間の文字の誤読による誤写、『夫木抄』では整理段階での混乱と思われる誤りを有すること（『万葉集』五二例、「二十一代集」三六例、『夫木抄』三七例）。作者名に関しては、①作者の官職名（または女房名）の一部を採択するのに不適當なものがあること。②作者名の見落としがあること（『万葉集』二二例、「二十一代集」九例、『夫木抄』四九例）。なお、『万葉集』では柿本人麻呂・大伴家持（人麻呂六四例、家持一三例の計七七例）に関する誤謬が多いことが目につく。全体を通しては不注意によるもの、或は見誤りによって一字のみの誤謬の多いことも共通することである。これらに関しては、最後に「集付」及び「作者名」の検討結果一覧表を添附しておいたので参看願えれば幸甚である。

以上の結果から、本書を資料として所用するには少なからぬ補訂が必要であり、充分留意すべきことは論を俟たな

い。よって、原状では未整理・不備な点を有すると言わざるを得ない。

ところで、名所和歌とは、名所やそれに関連する景物が和歌の中に如何によく詠み込まれているものかという点に主眼が置かれるべきであろう。そして、その収録歌の典拠である書名と作者名とを記すことは、第二義のものであったのだろう。前述の検討結果に少なからぬ誤謬を指摘し得るのも、やはりそこに起因するのであろう。これは、本書に限らず、先行の『勅撰名所和歌要抄』『類字名所和歌集』『歌枕名寄』などにも窺見し得るものであり、概ね大部な名所和歌集に共通する現象のようである。そうは言うものの、それらに誤謬があっても良いと言うのではない。少なくとも、和歌の享受史的観点からは容認されるべきではなく、本文などの校訂が必要になる。そして、訂されて初めて資料として用うるに足るものにならう。半面、屢述ではあるが、宗恵が記すように、改訂・校訂を施すことなく原本に忠実に書写したのであれば、今日流布本と称する古典の教材を読んでいたであろうから、本書に限らず、諸文献を検討する時にその当時の教材を知る恰好の資料にすることも可能なのである。

また、大部の書である名所和歌集や類題和歌集は、往々、副次的に散佚歌集などの新資料を提供してきたことは周知のところである。果して、本書においても「玉計集」「七帖抄」という両書が所引されていたことは、すでに神作光一の論考^{註20}に縷述されるところである。江戸初期の啓蒙期にあって、当代の人々の要求に応えるべき一書を撰するに、可能な限りの先行文献を博搜し、閲覧したのであろう。その結果としてこのような新資料を提供した『松葉集』の編纂に専念し、一万一千首を超える膨大な名所和歌を収録し、整理するに、五年間の暦日を費やした宗恵の努力を忘れてはならない。

五

以上、『松葉集』の諸伝本の紹介と内容検討を通し、資料としての一端を見てきた。しかし、歌数一覧などの数字

には動きが生ずるであろう。その点は漸次補訂してゆきたい。

本書を資料としてみるときに、充分な補訂の後に所用されるべきであることは前にも述べた。ともあれ、撰者宗恵が跋文に記すように『類字名所和歌集』以外の先行の歌枕・名所集などに所載された名所和歌を、恰好な一書に纏め上げ、多くの人々の目に触れんことを、換言すれば、出版企業の隆盛と相俟って、文学の享受者・読者が庶民層にまで普及することを願った所期の目的は一応達成されたと思われる。それは『江戸時代書林出版書籍目録集成』にも、数度か重版された記録^{註21}の存することからも、より広く厚い享受層を獲得していったであろうと考えることは許されよう。

また、合理的実証的な考証の欠如から、名所や本文に少なからぬ誤謬は存するものの、膨大な名所和歌を収録している点、それにより「玉計集」「七帖抄」の散佚歌集と目される新資料を提供している点などに、本書の資料的価値を認めてもよいのではなからうか。

註1 八千余首を有する大部な名所和歌集である。諸本としては、内閣文庫蔵本（室町末期写、十冊）などがある。

註2 連歌師里村昌琢撰。諸本としては、写本（東大青洲文庫蔵本など）・古活字版（穂久邇文庫蔵本）・刊本（元和刊ほか七種類、国会図書館蔵本など）が現存する。

註3 澄月撰。写本（静嘉堂文庫蔵本など）と刊本（宮内庁書陵部蔵本など）とが伝存する。現存写本については、渋谷虎雄氏・樋口百合子氏「歌枕名寄」諸本の校定とその系統について」の中に「I諸本の解題」（大阪教育大学紀要 第24巻 第I部 門第1号 昭和50年）がある。また、同氏編『校本歌枕名寄本文篇』（桜楓社刊・昭五二・三）を参看されたい。なお、刊本『歌枕名寄』（万治二年（識語）板 三十九卷三十九冊（吉田幸一先生蔵本））（古典文庫刊・全八冊）の翻刻がある。

註4 内容・諸本などに関しては、拙編著『續松葉集本文及び索引』（笠間書院刊・昭五二・八）を参看されたい。

註5 内容は、一丁目に五畿七道の大別を示し、二丁目から名所を列挙している（口絵第七・八図参看）。

註6 全四丁から成り、匡郭（本文に略同寸法）内に適宜枠を施して、註14に記すように『万葉集』から『長明道之記』までを

掲出してある（口絵第十回参看）。

註7 『近世初期文壇の研究』第四章第一節、二六九頁〜二九三頁。

註8 題簽「八月十五夜の和歌六首」とある掛物一軸（函号「空三九三」）。小高氏が記すように、宗恵が師貞徳に詠草の加点を請い、これに貞徳が批評を書き加えたもので、宗恵の詠草五首と、貞徳の詠草一首とが、各々の筆跡で記されている。なお、拙編著『續松葉集本文及び索引』に口絵図版として掲載しておいた。

註9 「ソウケイ」の項に、「宗恵 歌人なり六字堂と號す連歌を好みて善く兼て和歌に巧みなり宗碩を唱ふ萬治年中の人なり（鑑定便覧）」とある。なお、「ソウエ」の項には、「宗恵「ソウケイ」となっている。

註10 「宗恵」の項に、「萬治年中の連歌師。六字堂と號す」とある。

註11 『勝地吐懷編』『類字名所補翼鈔』『類字名所外集』の三書に關しては『契沖全集第十二卷』（岩波書店刊 昭四九・二）久保田淳氏の解説を参看されたい。

註12 尾崎雅嘉自らが『群書一覽』に記す。

増補松葉名所和歌集 八卷 尾崎雅嘉

宗恵の松葉集に引あやまれる歌をことごとく改め正し其餘日本紀古事記萬葉集勅撰外の集どもあるひはうつほ竹取伊勢大和落くほとりかへばや源氏狭衣栄花平家曾我三鑑等の物語草子の類より歌合の類百首千首の類中古の家集近世名家の集老槐芳雲栄葉等の集諸家の紀行の類にいたるまで数百部の書を引證としてひろく名所のうたをあつめいろはの次第にこれをのせ歌ごとに四季のよみ合せ景物等を上層にして一覽に検出しやすからしむよみ合の廣博なる事は吉野山のよみ合百五十餘に及べり餘は准知すべし。○巻尾に漢土の勝地をよめるうたを諸書より考へ出してこれをのす

なお、大阪府立中之島図書館に写本（一〇巻一〇冊本。甲・和・三一八）が伝存する。

註13 「契沖全集月報7 第12卷」（岩波書店刊 昭四九・二）。

註14 『群書一覽』（尾崎雅嘉編著）名所類卷之六（享和元年版本六冊）

松葉名所和歌集 十六卷 宗恵

宗碩が類字名所集にのせざる歌どもをひろくあつめのす二十一代集の歌は多く類字名所集に載たればその遺れるを拾ひもつはら其他の諸書より採摘せり引用の書は 萬葉集 二十一代集 古今六帖 現存六帖 新撰六帖 堀川百首 建保百首 藤川百首 神道百首 六百番歌合 千五百番歌合 御裳濯川歌合 宮川歌合 正治歌合 勅撰名所集 新葉集 歌仙家集 散

木集 後鳥羽院御集 六家集 草菴集 方与集 玉計集 類聚名所集 類字名所集 後醍醐天皇千首 為尹千首 能因歌枕
大和物語 住吉物語 源氏物語 梁塵抄 八雲御抄 袖中抄 一字抄 撰集抄 懷中抄 夫木抄 七帖抄 春雨抄 題林抄
藻塩草 長明道之記等なり（この後に、跋文「名所なるべき歌……やゝことなりぬ云々」があるが省略す）。○此奥書の終りに万治三年庵子八月上旬六字堂宗恵とせるり
とある。

註15 『訂國書解題』（佐村八郎著）九九八頁。

しようえふめいしよわかしふ

松葉名所和歌集 十六卷 宗恵

我が諸國名所に關する和歌を類聚したるもの。名所類字和歌、類字名所和歌集、類字名所和歌集抜書、類字名所補翼抄、類字名所外集等に遺りたるものを數十の歌集物語等に搜索したるなり。萬治三年庚子（二三二〇）の編にかゝる。同著者の續松葉集四卷、尾崎雅嘉の増補松葉名所集八卷、同新松葉名所和歌集二卷等あり。そは其の名の下に解題すべし。

◎宗恵は六字堂と號す萬治三（二三一八一—二三二〇）中の人にして、和歌を善くし、また連歌に巧なり。

註16 『大日本歌書綜覧』上卷（福井久蔵編著）三八九頁。

松葉名所和歌集 十六卷 宗恵

宗恵が勅撰名所和歌抄に載せざる歌を、廣く勅撰以外につきて集め、國の知れざるは、八雲御抄、藻汐草、夫木集などを見合せて、書入れたり。萬治三年上木。所説間々誤あれど廣く一般に用ひられたり。◇宗恵は六字堂と號す。又随有軒といへり。

なお、随有軒の号については小高氏の御指摘（『近世初期文壇の研究』二七二頁）のように、跋文の「延宝二年寅の葉月初めつ方あるに、いたがふ軒端にてはしり書き侍り」とある中の「いたがふ軒」に依拠するのであらうが、この跋文は宗恵のものとは考えにくい。やはり他人の号とみるのが穏当なところであらう。

註17 『和泉式部研究 二』七五四頁。

（二四）松葉名所和歌集 十六冊 六字堂宗恵撰 万治三年（二六六〇）九月刊 尊經閣文庫蔵。廿一代集その他から名所歌を集めたるもの。歌枕いろは別。刊記「万治三年庚子九月吉日堀河通出水上ル町西表清水半兵衛開板」。国会図書館蔵、寛文七年上村二良右衛門板は哥枕国別、ならびに引用書の総目録を添へ、跋文を削つてある。

とある。

註18 『近世初期文壇の研究』第四章第一節、二八〇頁〜二八三頁。

註19 「名寄」は『歌枕名寄』に依拠するものである。註3で述べたが、諸伝本には写本と刊本とがあり、数多現存する。諸本中、最多歌数を有するであろう万治二年（識語）板本とは、並行して板行されたと考えらるべきであろう。典故は何ずれであるかは今は未詳である。

註20 「文学論藻」第四十八号（昭四八・一二）所収『松葉名所和歌集』所引の「玉計集」「七帖抄」について「敦俵歌集復原の試み」。なお、この論考は、「解題Ⅱ」として補訂して所収されているので、それを参看されたい。

註21 「寛文十年刊書籍目録」に初見し、「元禄十二年刊新版増補書籍目録」に至るまで、全て宗恵作十六冊本として所載される。

〔附記〕 本稿は「文学論藻」第五十一号（昭五一・一二月）に同題で発表した拙稿を基とし、それに若干の補訂を加えて「解題Ⅰ」としたものである。

△追記▽かねてより閲覧希望の「明治大学附属図書館蔵本」を拜見し得たので、その書誌などを記しておく。

書型 大本、十六卷八冊。縦二六・二糎、横一九・二糎。楮紙袋綴。

表紙 摺目縹色菱つなぎ小紋に浮線草花紋様。左肩に「松葉集 目録」（楮紙に墨書）「松葉集一 以 大類字（三・五・七・九

十一 安）（十五は落剝か）」のように合綴本の初めの巻々の子持枠印行題簽を貼附する。

内題・尾題・匡郭・柱題・丁付・丁数は「巻第十五」を除いて各々神作本に同様である。

印記 各巻表紙見返しに「明治大学圖書館之印」の方形朱陽印及び「明治大学附属図書館 昭和三二 受入 二三九七二

の受入月日並びに受入番号（これのみ青色）の円形朱陽印を、初葉右下に「明大図書館」の長方形朱陽印を各々捺す。

本書は全十六巻が目録、巻第一・二、巻第三・四、巻第五・六、巻第七・八、巻第九・十、巻第十一・十二・十三・十四、巻第十五のように八分冊されている。本来の「巻第十五」は散佚しており、転写本を以って補ってある。最終丁は裏表紙の共紙となっているが、寛文七年再板本に同様の刊記・板元を確認し得る。また、「目録」の冒頭に「松葉集引用之書目録」が添附されており、本来は寛文七年再板本の体裁・内容を具備していたものであろう。墨や朱墨による書入れなどは見当らない。書写者の識語や署名はなく、何人の手に依って書写されたのかは不明と言わざるを得ない。なお、『私撰集伝本書目』には「刊記不明本」とあるが訂正すべきであらう。

本書の閲覧には明治大学附属図書館並びに、木村正中先生の格別の御高配を忝うした。記して深謝申し上げる次第である。

集付検討結果一覧表

凡 例

一、本表は『松葉集』所引の諸書のうち、『万葉集』『勅撰二十一代集』『夫木抄』に関する「集付」の検討結果一覧表である。

一、前記三者において上段漢数字は『松葉集』の歌番号、中段は『松葉集』の表記、下段は検討結果（歌集名・国歌大観番号等）を示す。

一、前記三者における↓印は、表記に誤りが存するために訂正を要するものを示す。
一、『万葉集』『勅撰二十一代集』における↓印は、表記の誤りではないが適正を欠くので補充を要するものを示す。

万葉集

九	同(1万七)	↓	万三・六五	九五	万長歌	↓	万二長歌・五	三三三	同(1万二〇)	↓	万一九長歌・四八七
九	同(1万七)	↓	万三・三五	二二八	万二	↓	夫木抄(三)	四二八	同(1万二〇)	↓	夫木抄(五)
四〇	同(1万七)	↓	夫木抄(三)	三三〇	万九	↓	万九長歌・七五七	四一五	万三	↓	万二長歌・三三六
四一	同(1万七)	↓	万三・三四〇	三六六	同(1万三)	↓	万六・四〇五	四一六	同(1万三)	↓	万七・三九九
四二	同(1万七)	↓	万二・二七〇	一九一	万二	↓	万九・四七	四三三	万六	↓	拾遺元八
四三	万七	↓	万二・四〇九	三四四	万〇	↓	万二・四四五	四三八	同(1万六)	↓	万八・一六四
四四	万七	↓	万二・四〇九	二五〇	万二長	↓	万二長歌・元	四九七	同(1万七)	↓	万三・三六三
四五	同(1万七)	↓	万二・四〇〇	二六一	同(1万五)	↓	万三・四四	五〇九	万三	↓	万二・三六四
四六	同(1万七)	↓	万二・四〇〇	二六八	同(1万七)	↓	万九長歌・二〇七	五〇六	万三	↓	万三・三〇三
四七	同(1万七)	↓	万二・四〇五	二八七	同(1万三)	↓	万三長歌・三三九	五三三	万二	↓	万七・二七
四八	同(1万七)	↓	万二・四〇九	二八五	万七	↓	万七・四〇〇	五四三	万三	↓	万三・四三六
四九	同(1万七)	↓	万二・四〇三	二八五	万二	↓	万二長歌・三三	五六八	万三	↓	万二・三三七
五〇	同(1万七)	↓	万二・四二六	二九五	万九	↓	万五・三六四	五九七	万六	↓	万六・九七
五一	同(1万七)	↓	万四・五九	三四〇	万〇	↓	万九・二七四	六二二	万一〇	↓	万三・三四三

六四〇	萬三〇	↓	萬五・三六八	四〇七	統後	↓	統後撰二八	二六〇	同(千)	↓	千載三八
六三〇	同(萬〇)	↓	萬七・〇九二	四〇八	統後	↓	統後撰三五六	二六八	千	↓	千載六四
六四〇	萬長歌	↓	萬一・三	四〇二	玉葉	↓	統後撰三〇九	二九六	↓	新統古今一〇〇一	
七〇六	同(萬六)	↓	萬五・三六七	四〇五	↓	統後拾遺七四	二九八	千載	↓	新千載三三	
七〇一	萬六	↓	萬五・二〇八	四〇三	後拾	↓	統後拾遺二五三	三三四	新後撰	↓	新後拾遺〇〇
七〇九	同(萬三)	↓	萬九・四五六	四〇四	新後	↓	新後撰二〇四	三三七	統古	↓	新統古今三四三
八〇〇	同(萬四)	↓	萬〇・四四二	四〇六	新後	↓	新後撰七五	三三九	千	↓	千載四〇
八〇〇	萬七	↓	萬九・二六〇	四〇五	統後	↓	統後拾遺三九	三三六	金葉	↓	夫木抄(三)
八〇九	同(萬二)	↓	萬四・三〇三	四〇九	統後	↓	統後拾遺三〇五	三三八	統古	↓	統後撰二三六
八〇五	同(萬三)	↓	萬三長歌・三〇五	四一〇	統後	↓	統後撰二六六	三三三	統後	↓	統後撰六三
八〇九	同(萬四)	↓	萬六・二〇四	四一〇	古今	↓	新古今一九一	三三九	拾	↓	拾遺三六
八八〇	同(萬〇)	↓	夫木抄(三)	四一三	統後	↓	統後拾遺二八九	三七〇	後拾遺	↓	新後拾遺三六七
九三六	萬三	↓	萬三・六八五	四一三	玉葉	↓	金葉六五	三七四	新勅	↓	新統古今八二〇
九三三	同(萬〇)	↓	萬七・二九五	四一六	新後	↓	新後撰八九五	三八四	統後	↓	統後拾遺〇〇九
九六三	同(萬〇)	↓	萬七・〇九四	四一四	後拾	↓	統後拾遺二四七	四〇一	↓	後拾遺四六	
九六四	同(萬〇)	↓	萬七・二七七	四一七	統後	↓	統後撰一九六	四三七	新統古	↓	拾遺五八
一〇三六	萬	↓	萬四・四三〇	四二〇	統拾	↓	後拾遺五三	四〇〇	統古	↓	風雅三三
一四四八	萬〇	↓	萬二・六三八	四二二	新古	↓	新統古今七六	四〇一	統後	↓	統後撰〇一五
一四七七	同(萬二)	↓	夫木抄(三)	四二五	統後	↓	統後拾遺二四七	四〇五	統後	↓	統後拾遺三七
				四二六	玉葉	↓	後拾遺二二	四七六	千	↓	千載六三
				四二七	↓	統後撰〇	四八三	新後	↓	新後拾遺二五三	
				四二八	新後	↓	新後撰七四	五八一	新千	↓	統千載八五
				四二九	千	↓	千載三七	五二二	統後	↓	統後撰〇五一
				四三〇	↓	千載六六	五九七	千	↓	千載六六	

勅撰二十一代集

三美 同(新古) ↓ 夫木抄(三)

三六九 千

↓ 千載三七

五九七 千

↓ 千載六六

五五五	統後	→ 統後拾遺二〇九	八七七	新拾	→ 後拾遺八三	一六三	同(夫木)	→ 統後撰八
五五五	千載	→ 新拾遺七九	八七一	拾遺	→ 新拾遺八一	一八六	夫木	→ 拾遺愚草
五七七	統古	→ 新古今拾四	四〇〇	千	→ 千載三八	一八七	同(夫木)	→ 拾遺愚草
五八〇	新後撰	→ 統後撰一三九	九三七	後拾	→ 後撰一三	一八九	同(夫木)	→ 玉吟集
五八三	千	→ 千載三七	一〇七	千	→ 千載三九	一八〇	同(夫木)	→ 玉吟集
五八七	統古	→ 統拾遺二四九	一〇五	新後	→ 新後撰三二	二〇九	同(夫木)	→ 後鳥羽院御集
五九五	同(新千)	→ 夫木抄(三〇)	一〇三	新千	→ 統千載〇八	二〇〇	夫木	→ 後鳥羽院御集
六〇九	千	→ 千載四一	一〇三〇	統後撰	→ 後拾遺〇九	二〇三	同(夫木)	→ 不明(その他)
六二〇	統後	→ 新後撰一五九	一〇四七	玉葉	→ 金葉四九	二一八	→ 夫木抄(三)	
六四四	千載	→ 新千載八七	一〇〇〇	統後	→ 統後拾遺六七	三〇四	同(夫木)	→ 新撰六帖(五)
六五三	統後	→ 統後拾遺六八	一〇三七	勅後	→ 金葉五八	三〇五	同(夫木)	→ 新葉九七
七二二	統拾遺	→ 後拾遺四六	一〇三九	勅後	→ 新後撰一七	二六九	同(夫木)	→ 古今六帖(二)
七二四	統後	→ 統後撰一三六	一〇三〇	同(統後撰)	→ 統後拾遺	二八四	→ 夫木抄(三)	
七三三	統後	→ 統後拾遺六五	一〇三二		一三二	三二六	→ 夫木抄(三)	
七三五	新勅	→ 拾遺三六	一〇七六	統後	→ 統後撰四一	四〇五	夫木	→ 不明(その他)
七三〇	千載	→ 新千載二六	一〇七〇		→ 新勅撰五三	四一三	→ 夫木抄(三)	
七三六	千載	→ 新千載二〇六	一一三〇	後十二	→ 後撰七六	四九五	同(夫木)	→ 四条宮下野集
七五五	統後	→ 統後拾遺五五					(その他)	
七五七	玉葉	→ 不明						
七六四	統後	→ 統後撰六三						
七六八	新後	→ 新後撰一五〇						
七九二	千載	→ 新千載一三						
七九六	新統古	→ 拾玉集						
八六六	千載	→ 清輔朝臣集						

夫木抄

四七五	同(≠夫木) → 風雅三九	六五五	夫木	→ 不明(その他)	九五九	→ 夫木抄(三)
四七六	同(≠夫木) → 後鳥羽院御集	三三〇	夫木	→ 散木奇歌集	一〇〇五	同(≠夫木) → 後鳥羽院御集
四八三	同(≠夫木) → 夫木抄(三)	八二四	→ 夫木抄(三)	→ 夫木抄(三)	一〇〇六	同(≠夫木) → 後鳥羽院御集
四八六	夫木	八四〇	同(≠夫木) → 不明(その他)	一〇〇五	同(≠夫木) → 新撰六帖(一)	
四九〇	同(≠夫木) → 清正集	六七〇	同(≠夫木) → 西行上人集	一〇三六	同(≠夫木) → 宗良親王千首	
四九一	同(≠夫木) → 小大君集	六七〇	同(≠夫木) → 西行上人集	一〇三七	同(≠夫木) → 宗良親王千首	
四九二	同(≠夫木) → 小大君集	六七〇	同(≠夫木) → 西行上人集	一〇三七	同(≠夫木) → 宗良親王千首	
四九六	同(≠夫木) → 新撰六帖(一)	六五三	→ 夫木抄(三)	→ 夫木抄(三)	→ 夫木抄(三)	
四九九	同(≠夫木) → 後鳥羽院御集	九四三	→ 夫木抄(三)	→ 夫木抄(三)	→ 夫木抄(三)	

作者名検討結果一覧表

凡例

一、本表は『松葉集』所引の諸書のうち、『万葉集』『勅撰二十一代集』『夫木抄』に関する「作者名」の検討結果一覧表である。

一、前記三者において上段漢数字は『松葉集』の歌番号、中段は『松葉集』の表記、下段は検討結果を示す。

一、前記三者における「印は、表記に誤りがあるために訂正を要するもの」を示す。

一、「勅撰二十一代集」における「印は、表記の誤りではないが適正を欠くので補充を要するもの」を示す。

一、前記三者における官職名・女房名の表記は概ね次のものに従った。

イ、『万葉集』は『和歌文学大辞典』(明治書院 昭37刊)、『萬葉集事典』(有精堂 昭50刊)

ロ、『勅撰二十一代集』は『和歌文学大辞典』

ハ、『夫木抄』は『作者分類 夫木和歌抄 本文篇』(風間書房 昭42刊)

万葉集

一三〇	(同≠無名) → 桑間満(三九九)	三三六	人丸	→ 作者不明卷(二六四)
一三三	藤原宮 → 大津皇子(四六六)	三三三	入道	→ 作者不明卷(三三三)
一三九	志賀皇子 → 志貴皇子(四六六)	三三三	齋名	→ 作者不明卷(三三三)
三三三	人丸 → 作者不明卷(三三三)	三三三	人丸	→ 作者不明卷(二八〇)

三宿禰

—— 境宿禰老麻呂 (三二六)

- 三五 石上大臣 → 石上朝臣麻呂 (四四)
- 三六 同(無名) → 麻統王 (三四)
- 三七 無名 → 岡本天皇 (四六七)
- 三八 人丸 → 作者不明卷 (三七〇)
- 三九 高市 → 高市連黒人 (三七三)
- 四〇 波多朝臣 → 波多朝臣小足 (三四)
- 四一 無名 → 柿本朝臣人麿歌集 (三四七)
- 四二 人丸 → 作者不明卷 (三七〇)
- 四三 勝是也 → 僧玄勝(伝誦) (三六五)
- 四四 清丸 → 大原今城真人 (四〇五)
- 四五 同(家持) → 大伴宿禰池主 (三九三)
- 四六 大夫 → 阿倍大夫 (三七七)
- 四七 丹比真人 → 丹比真人笠麻呂 (三九二)
- 四八 忌寸岩丸 → 少典山口忌寸若麻呂 (五六七)
- 四九 意吉丸 → 長忌寸意吉麻呂 (四二)
- 五〇 意吉丸 → 長忌寸意吉麻呂 (四三)
- 六一 道守 → 守部王(九九)
- 六二 足人 → 大田部足人(四六七)
- 六三 对馬娘子名王 → 对馬娘子 (四六)
- 六四 又玉槻(三七〇)
- 六五 人丸 → 作者不明卷(三七〇)
- 六六 人丸 → 作者不明卷(六四四)
- 六七 家持 → 大伴宿禰池主 (三九三)
- 六八 福丸 → 田辺史福麻呂 (四四七)
- 六九 人丸 → 作者不明卷(三四)
- 七〇 命婦 → 薩妙観命婦(四四九)
- 七一 同(大伴宿禰三林) → 大伴宿禰村上(四三七)
- 七二 同(人丸) → 作者不明卷(三九二)
- 七三 厚見王 → 厚見王 (四三三)
- 七四 人丸 → 作者不明卷(六三七)
- 七五 同(人丸) → 作者不明卷(三七二)
- 七六 入道殿 → 作者不明卷(三四)
- 七七 人丸 → 作者不明卷(六五)
- 七八 家持 → 大伴宿禰池主 (三九三)
- 七九 福丸 → 田辺史福麻呂 (四四七)
- 八〇 人丸 → 作者不明卷(三四)
- 八一 家持 → 大伴宿禰池主 (三九三)
- 八二 江辺 → 大伴宿禰家持 (四四六)
- 八三 江辺 → 大伴宿禰家持 (四四六)
- 八四 江辺 → 大伴宿禰家持 (四四六)
- 八五 無名 → 六鱧(三九二)
- 八六 人丸 → 作者不明卷(二五)
- 八七 名不詳 → 岡本天皇(四六七)
- 八八 人丸 → 作者不明卷(三七〇)
- 八九 大伴家持 → 大伴宿禰池主 (四〇〇)
- 九〇 大伴宿禰池主 (四〇〇)

三五九 当麻真人磨 → 当麻麻呂大夫妻

(四三)

三六〇 大舍人 → 上丁大舍人部干文

(四三七)

三六三 天皇御製 → 舍人吉年(二五)

三六四 穗積朝臣 → 穗積朝臣老(或書

二六)(三三四)

三六七 同(大伴家持) → 大伴宿禰池主

(四〇五)

三六九 安倍 → 拔氣大首(一七七)

(四〇五)

三七〇 安倍 → 大舍人安倍朝臣子

祖父(二六五)

三七一 人丸 → 作者不明卷(四八七)

三七八 人丸 → 作者不明卷(四七七)

三八六 大伴家持 → 平群氏女郎(三九三)

三九〇 母生女王 → 丹生女王(二六〇)

三九四 大伴宿禰 → 大伴宿禰池主

(四二九)

三九五 清丸 → 中臣宿禰清麻呂

(四二九)

三四一 今城真人 → 大原今城真人

(四三〇)

三四二 大藏大輔 → 大藏大輔甘南備伊

香真人(四三〇)

三七三 丹生 → 丹生王(四三)

三七七 同(人丸) → 作者不明卷(二七〇)

三八〇 舍人皇王 → 柿本朝臣人磨之歌

集(一七四)

三九六 人丸 → 作者不明卷(二四〇)

四〇一 忌寸老磨 → 神社忌寸老麻呂

(九七)

四一〇 同(家持) → 笠臣金村(三七)

四一四 同(家持) → 大伴宿禰池主

(四〇三)

四一六 次官内忌寸丸 → 次官内藏忌寸

繩丸(四三〇)

四一九 石川大夫 → 播磨娘子(一七七)

四二五 憶良 → 作者未詳(一六)

四三〇 都師老 → 師老(一六)

四三三 同(都師老) → 帥老(一六)

四三七 足人 → 上丁丈部足人

(四三三)

四四〇 小藏 → 占部小龍(四三七)

四四六 大舍人 → 上丁大舍人部干文

(四三九)

四四三 若湯座主 → 若湯座王(五三)

四四六 小町老朝臣 → 小野老朝臣

(三三)

四三三 大伴四繩 → 大伴宿禰四繩

(三三〇)

四三六 大原真人 → 大原真人今城

(一六四)

四三七 中臣 → 中臣朝臣宅守

(三五八)

四三七 原王 → 湯原王(三五)

四三〇 兵部 → 兵部川原(一七七)

四三九 田村 → 大伴田村大嬢

(一五八)

四四〇 舍人吉男 → 内舍人畷太養吉男

(一五八)

四四七 作者不審 → 三代人名(一五八)

四四三 忌寸磨 → 神社忌寸老麻呂

(九七)

四四三 丹比 → 丹比屋主真人

(四四)

四四七 人丸 → 作者不明卷(二五二)

四四〇 子連多丸 → 上丁丸子連多麻呂

(四三〇)

四四一 犬部山代 → 上丁丈部山代

(四三五)

四四四 広足 → 若舍人部広足

(四三六)

四四四 道足
——物部道足(四三六)
四四六 三成
——上丁大田部三成
(四三〇)

四三〇 人丸
——作者不明卷(七七〇)
四三三 大目
——大目秦忌寸八千鳥
(三五六)

四七三 福丸
——田辺史福麻呂
(四三三)

四七九 丹比
——大伴宿禰家持
(四三三)

四七〇
——大伴宿禰家持
(三九九)

四七一 無名
——田辺秋庭(三三六)

四七九 人丸
——作者不明卷(七七〇)

四八一 人丸
——作者不明卷(七七七)

四八五 藤井連
——娘子(七七〇)

五〇四 同(人丸)
——作者不明卷(七七四)

五二七 池田部子盤前
——他田部子盤前
(四四七)

五三三 大伴家持
——大伴宿禰池主
(四〇〇)

五四七 柿本朝臣人麻呂
——(二九七)

五六一 人丸
——作者不明卷(三三二)

五〇三 人麿
——助丁丈部造人麻呂
(四三二)

五〇六 人丸
——作者不明卷(三三二)

五二〇 波多少足
——波多宿禰小足
(三二四)

五三二 無名
——柿本朝臣人麻呂
(三六〇)

五三五 無名
——柿本朝臣人麿之歌
集(四三四)

五七三 作者不審
——田辺福麻呂之歌集
(三〇七)

五九二 人丸
——作者不明卷(三六七)

五八三 極古宿禰奈籽麿
——椽安宿禰奈
籽麻呂(五八三)

五四〇 穗積朝臣
——穗積朝臣老(二六〇)

五九六 右川夫人
——石川夫人(二五〇)

五九七 大津家持
——大伴宿禰家持
(四二〇)

五九七 乙麻呂卿
——石上乙麻呂卿
(四三三)

五九六 山上憶良(七九六)

六〇〇 人丸
——作者不明卷(七七三)

六〇六 大伴大嬢
——大伴宿禰家持
(二六八)

六〇六 間人宿禰
——間人宿禰大浦
(二九〇)

六四四 丸子部佐
——丸子部佐壯(四三六)

六四六 大伴坂上郎女
——(二九三)

六八五 人丸
——作者未詳(古集)
(二四一)

六三三 同(無名)
——柿本朝臣人麿之歌
集(二九九)

六五五 人丸
——作者不明卷(三六七)

六三四 平群氏女郎(三九四)

六三一 春日藏首老(二六四)

六三三 助丁刑部直三野
——(四三九)

六四〇 垂丸
——刑部垂麻呂(四三七)

六四二 無名
——柿本朝臣人麿之歌
集(二九六)

六四七 高市連黒人(二七〇)

六〇七 人丸
——作者不明卷(七七三)

六三七	舍人娘子(六一)	諸人(四四〇)	八五九	黑人	高市連黑人(或本)
六七九	蓬容等	作者不明卷(三五)	八六一	人丸	小弁(三〇五)
六七七	山上憶良(八七〇)	大伴坂上郎女	八五五	人丸	作者不明卷(三五三)
六八八	志賀皇子	志貴皇子(四六六)	八六八	人丸	作者不明卷(四七七)
七〇〇	作者不明卷(三六六)	柿本朝臣人麻呂	八六三	無名	車持朝臣千年
七〇七	作者不明卷(三六九)	作者不明卷(三六二〇)	八六七	人丸	葛井連大成(三七六)
七〇七	作者不明卷(六九七)	丹比真人	八三七	丹比真人	丹比真人國人
七五二	柿本朝臣人麿之歌	集(四三三)	八六六	無名	蒲生娘子
七五	為良	史生土師宿禰道良	八七七	無名	遊行女婦蒲生娘子
七七〇	同(大伴家持)	大伴宿禰池主	八七九	足人	石川朝臣足人
七〇六	無名	柿本朝臣人麻呂	八七九	益人	椋作村主益人
七五九	坂上人足	坂門人足(五四)	八七九	人丸	作者不明卷(二六七)
七四四	人丸	作者不明卷(四八〇)	八八〇	人丸	作者不明卷(三〇〇)
七四四	人丸	作者不明卷(七〇〇)	八八〇	真人	大原桜井真人
七四四	人丸	作者不明卷(七〇二)	八八三	赤人	作者不明卷(二八七)
七四四	人丸	作者不明卷(七〇三)	八八四	無名	大伴宿禰家持
七三三	人丸	作者不明卷(七五七)	八八四	無名	入道殿
八〇二	人丸	作者不明卷(二六五)	八八四	無名	作者不明卷(三三)
八二六	若麻績部諸人	帳丁若麻統部			

九六〇 清阿 → 藤原朝臣清河

一〇五〇 → 笠朝臣金村(三六六)

二三八 人丸 → 作者不明卷(二七九)

九六一 車持朝臣 → 車持朝臣千年

一〇五三 人丸 → 作者不明卷(二七七)

二三〇 民部少将多治直人 → 民部少輔
多治比真人土作(四三四)

九五三 賀茂三 → 賀茂王(五五五)

一〇七五 石川朝臣 → 石川君子朝臣(或
二〇(二五三))

二六一 大伴家持 → 平群氏女郎(九三三)

九五六 人丸 → 作者不明卷(二七五)

一〇七五 安貴王(三〇六)

勅撰二十一代集

九五七 人丸 → 作者不明卷(二七七)

一〇七五 高市連黒人(二五)

二七 後鳥羽院 → 後鳥羽院下野

九七六 作者不審 → 田辺福麻呂之歌集

一〇九六 人丸 → 作者不明卷(二五三)

二七 達磨 → 読人しらす

九七五 人丸 → 作者不明卷(二七二)

一〇九六 俊人 → 作者未詳(後人)

二七 伊勢 → 伊勢大輔

九六九 足丸 → 文部足麻呂(四〇四)

一〇九六 中臣朝臣 → 中臣朝臣宅守

二七 為久 → 平兼盛

九六八 丹比真人国人 → 丹比真人国人

一〇九六 丹比真人 → 丹比真人笠麻呂

二八 無名 → 読人しらす

一〇六五 坂上郎女 → 大伴宿禰家持

一〇九六 人丸 → 作者不明卷(二七二)

二八 後徳大寺 → 後徳大寺左大臣

一〇六一 田辺福麻呂之歌集

一〇九六 令明軍 → 余明軍(三九四)

二九 家継 → 藤原家経朝臣

一〇六三 道上守部王 → 守部王(九九)

一〇九六 車持朝臣 → 車持朝臣千年

三〇 後一条関白 → 後一条入道関白

一〇九三 丹比屋生真人 → 丹比屋主真人

一〇九六 豐繼 → 安倍朝臣豐繼

三一 慶会法師 → 度会行忠

一〇九七 人丸 → 作者不明卷(二六六)

一〇九六 人丸 → 作者不明卷(二七五)

三二 定衡 → 藤原家衡朝臣

一〇九七 人丸 → 作者不明卷(二六六)

一〇九六 人丸 → 作者不明卷(二七五)

三三 時実 → 権中納言時光

一〇九七 人丸 → 作者不明卷(二六六)

一〇九六 人丸 → 作者不明卷(二七五)

三四 光明峯寺 → 光明峯寺入道前撰

三三三	甲斐	政左大臣	五五二	前大僧正慈円	四	有家	→正三位知家
三三六	源ほととす忠	源惠又は源忠	五八六	知家	四	前大政大臣	→常磐井入道太政大臣
三五三	西園寺	西園寺入道前太政大臣	五九三	同(為相)	二五	前大政大臣	→常磐井入道太政大臣
二七五	国房	前中納言匡房	六四三	定美	二四	大臣	
二七五	国房	前中納言匡房	六六〇	長朝	二四	大臣	
二七五	国房	前中納言匡房	七三五	僧正遍昭	三七	為家	→詠人不知
二九一	兼重	→正三位義重	八六八	前大納言為家	一四	詠人不知	→正三位知家
二九一	兼重	→正三位義重	八七九	山階入道前左大臣	二六	家隆	→詠人不知
三三六	藤原俊賴	藤原光俊朝臣	八七九	行運法師	三〇	為相	→源兼仲
三三五	攝政前太政大臣	後福光園撰	九三〇	女兵	四〇	宣氏	→藤原定氏
三三五	攝政前太政大臣	政前太政大臣	九三〇	西園寺	四四	伊勢	→詠人不知
三五二	俊賴	皇太后宮大夫俊成	一〇三三	西園寺	四九	為家	→民部卿資宣
三五七	前太政大臣	入道前太政大臣	一〇三三	前内大臣	五五	行家	→從三位行能
三五七	前太政大臣	入道前太政大臣	一〇三三	甲斐	五六	貫之	→詠人不知
三六〇	円光院	円光院入道前関白	一〇三三	紀俊父	六〇	藤原範綱	→藤原範綱
三六〇	円光院	太政大臣	一〇三三	紀俊父	六〇	寂念法師	→寂念法師
四〇七	泉式部	和泉式部	一〇八一	一条院皇后宮	六三	安芸	→待賢門院安芸
四二六	同(園助)	津守園道	一〇五五	頼経法師(前句)公	六三	資足	→民部卿資宣
四二二	俊生	藤原俊生	一〇五五	資朝臣(前句)	六七	有光	→大藏卿有家
四三七	津輔朝臣	藤原清輔朝臣	二〇七	前中納言匡房	六七	寂然	→寂蓮法師
四三九	光明峰寺	光明峰寺入道前撰	二二〇	詠人しらず	六八	中務	→禊子内親王家中務
四三九	光明峰寺	政左大臣	二二〇	詠人しらず	六八	中務	→禊子内親王家中務
四七九	隆輔	從二位隆博	二四八	権律師桓楡	七六	後九条内大臣基家	→詠人不知
五三五	少将内侍	後深草院少将内侍	二四八	権律師桓楡	七六	後九条内大臣基家	→詠人不知

夫木抄

一七〇	樂徳門院	↓	和徳門院義子内親	一七三	隆覚	↓	澄覚法親王	三〇九	甲斐	↓	皇后宮甲斐
			王	一七三	澄光	↓	澄覚法親王	三〇九	為家	↓	前大納言為氏
一七一	民部卿為家	↓	民部卿為家	一七三	同(澄光)	↓	澄覚法親王	三〇三	式乾門院	↓	式乾門院御臣
一七二	読人不知	↓	読人不知	一七三	家隆	↓	後九条内大臣基家	三〇五	殷富門院	↓	殷富門院大輔
一七三	二条院讃岐	↓	二条院讃岐	一七三	順徳院	↓	入道前太政大臣実	三〇九	泉式部	↓	和泉式部
一七四	藤原盛忠	↓	藤原盛忠	一七三	兼	↓	兼	三〇九	道法法師	↓	道供法師
一七五	藤原基政	↓	藤原基政	一七五	前中納言光俊	↓	前中納言光俊	三〇三	重定	↓	源重之
一七六	野宮右大臣	↓	野宮左大臣	一七六	行嚴	↓	權少僧都行教	三〇七	藤益行	↓	藤原兼行
一七八	小宰相	↓	土御門院小宰相	一八〇	良還	↓	良運法師	三〇八	有家	↓	正三位知家
一七九	兼仲卿	↓	兼仲卿	一八〇	小宰相	↓	藻壁門院小宰相	三〇一	六条院	↓	六条院宣旨
一八〇	實橋	↓	藤原実樹	一八五	高松院	↓	高松院右衛門佐	三〇六	正三位家衡	↓	正三位家衡
一八一	隆藤	↓	大蔵卿隆教	一八三	從三位行能	↓	從三位行能	三〇五	民部卿為家	↓	民部卿為家
一八二	赤染彩珍	↓	赤染彩珍	一八三	仲実朝臣	↓	仲実朝臣	三〇五	藤原為真	↓	藤原為真
一八三	前大僧正行尊	↓	前大僧正行尊	一八三	読人不知	↓	読人不知	三〇六	後鳥羽	↓	後鳥羽院
一八四	藤原伊綱	↓	藤原伊綱	一八六	後嵯峨	↓	後嵯峨院	三〇九	醍醐入道太政大臣	↓	醍醐入道
一八五	前大納言実冬卿	↓	前大納言実冬卿	一八六	道信	↓	藤原道経	三〇九	前太政大臣良平	↓	前太政大臣良平
一八六	大蔵卿行宗	↓	大蔵卿行宗	一八七	上西門院	↓	上西門院兵衛	三〇五	忠宣	↓	正二位忠定
一八七	修理大夫顯季	↓	修理大夫顯季	一八七	參議為相	↓	參議為相	三〇六	基俊	↓	藤原基隆
一八八	前參議親隆	↓	前參議親隆	一八八	読人不知	↓	読人不知	三〇三	權僧正	↓	權僧正公朝
一八九	民部卿為家	↓	民部卿為家	一八九	後九条	↓	後九条内大臣家大	三〇五	長範	↓	宮内卿永範
一九〇	皇太后宮大夫俊成	↓	皇太后宮大夫俊成	一九〇	夫	↓	夫	三〇五	前中納言俊光卿	↓	前中納言俊光卿
一九一	澄覚法親王	↓	澄覚法親王	一九〇	前大納言	↓	前大納言顯朝卿	三〇七	肥後	↓	二条太皇太后宮肥
一九二	澄覚法親王	↓	澄覚法親王	一九〇	土御門	↓	土御門内大臣通親	三〇七	後	↓	後
一九三	澄覚法親王	↓	澄覚法親王	一九三	前大納言為氏	↓	前大納言為氏	三〇三	前中納言高定卿	↓	前中納言高定卿

四〇七	後鳥羽	——	後鳥羽院	四三三	鷹司院	——	鷹司院師	四七六	資忠	——	藤原義方
四〇八	後鳥羽	——	後鳥羽院	四三三	全(小町)	——	民部卿為家	四七六	教隆	——	藤原教隆
四〇九	源俊賴	——	源俊賴	四三四	全(小町)	——	皇太后宮大夫俊成	四七〇	降才相	——	大藏卿隆教
四六一	道貞	——	菅原太政大臣道真	四三九	前大納言	——	權中納言定頼卿	四七五	從二位家隆	——	從二位家隆
四六二	俊成	——	源俊賴	四三四	摂政	——	光明峯寺入道摂政	四八〇	鷹司院	——	鷹司院師
四六三	雅定	——	前中納言雅言	四八〇	道家	——	道家	四八〇	六条院	——	六条院宣旨
四六五	慈鎮	——	皇太后宮大夫俊成	四四三	惠覚	——	素覚法師	四九〇	俊実	——	藤原信実
四六六	家衡	——	如願法師	四八五	兼盛	——	藤原兼盛	四九五	後鳥羽	——	後鳥羽院
四〇五	太宰大式	——	太宰大式高遠卿	四八七	肥後	——	二条太皇太后宮肥後	五〇三	後鳥羽	——	後鳥羽院
四〇三	肥後	——	二条太皇太后宮肥後	四五三	澄面法師	——	澄西法師	五〇三	定家	——	權大納言実家卿
		後		四五三	後			五〇三	俊成	——	俊成卿女
四〇六	誦人不知	——	祝都宿禰成仲	四四八	行家	——	藤原信実	五三三	定家	——	從二位顯氏卿
四〇二	高逆	——	藤原道経	四六五	清繩	——	清綱	五三六	同(為尹)	——	民部卿為家
四二三	定範	——	寂然法師	四六〇	安嘉門院	——	安嘉門院四條	五三〇	琳堅	——	琳賢法師
四二六	成重	——	法印定範	四六一	同(安嘉門院)	——	安嘉門院四條	五八五	為家	——	後九条内大臣基家
四二六	成重	——	祝部成茂	四五二	長教	——	法眼長尋	五九四	後一條関白	——	後一條入道関白
四二六	言範	——	前大納言経信卿	四六五	同(俊頼)	——	皇太后宮大夫俊成	五三六	良孝	——	從一位良教
四二四	意高	——	法印定範	四六八	任信	——	前大納言経信卿	五三〇	但馬	——	藻壁門院但馬
四四一	殷福門院	——	意尊法師	四六三	權僧正	——	權僧正公朝	五〇七	兼定	——	前大納言兼宗卿
四四五	少將	——	殷富門院大輔	四七四	安芸	——	待賢門院安芸	五〇八	後鳥羽	——	後鳥羽院宮内卿
四四〇	高蓮法し	——	少將	四七七	鷹司	——	鷹司院師	五三四	小宰相	——	藻壁門院小宰相
四三九	寂蓮法師	——	寂蓮法師	四七六	正宗	——	藤原正家朝臣	五四〇	後鳥羽	——	後鳥羽院
四三九	同(高蓮法し)	——	寂蓮法師	四七三	中務	——	藤子内親王家中務	五四一	同(後鳥羽)	——	後鳥羽院

- 五七九 定教 → 定教法師
- 五七九 為氏 → 橘為義朝臣
- 五八五 知賢 → 藤原知賢
- 五八五 經衝 → 藤原經衝
- 五七七 從二位 → 從二位伊忠卿
- 五九五 從二位伊忠卿 → 卜部兼直
- 五九四 忠朝 → 藤原為忠朝臣
- 五九六 西亦 → 西園法師
- 五九六 後鳥羽 → 後鳥羽院下野
- 六〇二 衣笠 → 藤原信実朝臣
- 六〇二 式部大夫 → 式部大夫宗業
- 六〇七 親澄 → 參議親隆卿
- 六一四 詭人不知 → 詭人不知
- 六三三 土御門 → 土御門院
- 六三三 後鳥羽 → 後鳥羽院
- 六三三 國友 → 藤原國房
- 六三五 俊成 → 俊成卿女
- 六三七 三河 → 法性寺入道関白家
- 六三〇 六条 → 三河
- 六三〇 六条院宣旨 → 六条院宣旨
- 六三三 重故 → 主殿
- 六三三 典侍 → 藤大納言典侍
- 六三三 宗賢 → 素覺法師
- 六三三 定兼 → 藤原宣兼
- 六五〇 安芸 → 待賢門院安芸
- 六五三 (同俊成) → 源俊賴
- 六五三 肥後 → 二条太皇太后宮肥後
- 六五三 後 → 後
- 六五三 上西門 → 上西門院兵衛
- 六五三 經平 → 權中納言經平卿
- 六五三 為家 → 從三位為実
- 六五三 肥後 → 二条太皇太后宮肥後
- 六六六 小弁 → 後
- 六六六 清国 → 六条院宣旨
- 六六六 後鳥羽 → 源淳国
- 六六六 為雅 → 後鳥羽院
- 六六六 上総 → 尊雅法師
- 六六六 行家 → 堀河院中宮上総
- 六六六 四條 → 從二位行能卿
- 六六六 同(為仲) → 安嘉門院四條
- 六六六 讀人不知 → 藤原為忠朝臣
- 六六六 鷹司院 → 藤原道経
- 六六六 鷹司院 → 鷹司院帥
- 六六六 大宮太政大臣 → 藤原光俊朝臣
- 六六六 俊成 → 源俊賴
- 六六六 為具 → 藤原為真
- 六六六 赤染衛門 → 赤染右衛門
- 六六六 範宗 → 民部卿範光
- 六七〇 經成女 → 經盛女
- 六七〇 後鳥羽 → 後鳥羽院
- 六七〇 宮内 → 後鳥羽院宮内卿
- 六七〇 知隆 → 正三位知家卿
- 六七〇 家教 → 從二位良教卿
- 六七〇 大炊御門 → 大炊御門右大臣家
- 六七〇 佐
- 六七〇 顯輔 → 法橋顯昭
- 六七〇 讚岐 → 二条院讚岐
- 六七〇 内大臣 → 後九条内大臣基家
- 六七〇 師光 → 曾禰好忠
- 六七〇 雅光 → 源師光
- 六七〇 後鳥羽 → 源雅光
- 六七〇 小宰相 → 後鳥羽院下野
- 六七〇 俊成女 → 土御門院小宰相
- 六七〇 寂意法師 → 皇太后宮大夫俊成
- 六七〇 後鳥羽 → 寂念法師
- 六七〇 小僧都玄覺 → 後鳥羽院
- 六七〇 憐仁法師 → 權少僧都玄覺
- 六七〇 禪姓法師 → 琳仁法師
- 六七〇 權僧正 → 禪姓法師
- 六七〇 權僧正公朝 → 權僧正公朝
- 六七〇 為家 → 權僧正公朝
- 六七〇 參議為相

後

一〇三三

後鳥羽

↓ 後鳥羽院

一三三 左大臣

↓ 野宮左大臣

一〇三九

小宰相

↓ 信覺法師

一三九 後鳥羽

↓ 後鳥羽院

一〇四三

經道

↓ 前大納言經通卿

一四三 後一條入道

↓ 後一條入道關白

一〇五一

六条院

↓ 六条院宣旨

家民部卿

一〇五二

小宰相

↓ 土御門院小宰相

一〇五〇

顯季

↓ 右京大夫顯輔卿

一〇五一

親実法師

↓ 親実法師

一〇五一

為家

↓ 後鳥羽院宮内卿

一〇六一

順徳院

↓ 源仲正

一〇七三

忠基

↓ 右近中将忠基卿

一〇八三

前中納言定家

↓ 前中納言定家

一〇八六

花園左大臣

↓ 花園左大臣家小

大進

一〇八一

經平

↓ 源經平朝臣

一〇八七

顯国

↓ 源顯国朝臣

一一四〇

誦人不知

↓ 誦人不知

一一四八

藻壁門院小宰相

↓ 藻壁門院小宰相

一一五九

藤原清輔

↓ 藤原清輔

一一六九

後鳥羽院

↓ 後鳥羽院